

# 施設編

(地域密着型サービス一部含む)

【選択】

# 施設編 次第

1. 令和8年度指導方針

2. 主な指摘事項

3. 令和8年度の運営に向けての留意点

4. 集団指導受講報告書の作成

# 1.令和8年度 介護保険施設 指導方針

## 重点指導項目

- 各種加算の算定要件
- 栄養管理
- 口腔衛生管理
- 勤務体制の確保
- 業務継続計画の策定
- 感染症及び食中毒の予防とまん延防止
- 事故の防止及び発生時の対応
- 高齢者虐待の防止

## 2. 主な指摘事項

- 重要事項説明書に第三者評価の実施状況を記載すること。
- 常勤の従業者が勤務すべき時間が不明確なため明確化すること。
- 個別機能訓練加算に係る常勤の機能訓練指導員の配置について算定要件を満たしているか確認すること。
- 多職種共同で計画作成していることが確認できる記録を残すこと。

## 2. 主な指摘事項

- 口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
- 生活機能向上連携加算について、機能訓練の記録を行うこと。
- 栄養マネジメント強化加算について、入所者への週3回以上の食事の観察をおこなっていることが確認できなかったため記録を行うこと。
- 精神科医の定期的な療養指導については、療養指導の記録を残し、定期的な療養指導の状況を確認できるようにすること。
- サービス提供体制強化加算について、職員の割合を計算した資料を提示すること。

# 3. 令和8年度の運営に向けての留意点

(介護老人保健施設の薬剤師の配置について)

- 介護老人保健施設の薬剤師には、入所者の薬物療法の一元管理、医師への処方提案 や医療費の適正化、多剤服用対策などの役割が期待されています。
- 上記役割を担う老健薬剤師の配置については、以下のとおり法令で規定されています。
  - 基準省令・大阪府条例：介護老人保健施設の実情に応じた適当数。
  - 解釈通知：薬剤師の員数については、入所者の数を300で除した数以上が標準であること。
- 老健における薬剤師の配置については、常勤換算方法で上記基準を満たすための雇用が必要です。雇用契約の形態については、正社員・契約社員・嘱託社員等いずれかの形態に限定はされず、「常勤」「非常勤」の分類についても問いません。

※必要人員数が未配置の介護老人保健施設におかれましては、速やかに配置をお願いします。

集団指導

# 受講報告書の作成

## 施設・事業所の管理者ごとの提出が必要です

ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、  
期限までに提出してください

### 掲載場所

堺市役所 ホームページ

検索

堺市トップページ ▶ 健康・福祉 ▶ 福祉・介護 ▶  
高齢者福祉 ▶ 事業者向け情報 ▶ 介護事業 ▶ 令和  
8年度介護保険施設・事業所等集団指導の実施について



これからも事業の健全かつ円滑な運営をよろしくお願い致します。